

古賀市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、古賀市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成27年12月18日教育委員会告示第4号。以下「要綱」という）第3条2項の規定により、要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(広告の掲示方法等)

第2条 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架するに当たっては、当該雑誌の最新号の雑誌カバー（雑誌を保護するための当該雑誌に装着して使用するプラスチック製の容器をいう。以下同じ。）の表面に当該雑誌スポンサーの名称及び当該雑誌スポンサーから提供を受けた旨を表記するとともに、当該雑誌カバーの裏面及び雑誌架に当該雑誌スポンサーの広告を掲示するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の配架位置その他取扱については、図書館が別に定める。

(広告の規格等)

第3条 雑誌カバーの表面に掲示する雑誌スポンサーの名称の表示ラベルの規格等は次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦4センチメートル、横13センチメートル

(2) 色 地色は白色、文字は黒

(3) 貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部（ただし、雑誌表紙タイトル等をさける）

2 雑誌カバーの裏面及び雑誌架に掲示する広告は、雑誌スポンサーが作成したもので、A4版以内の大きさの片面印刷のものとする。

3 雑誌架に掲示する雑誌スポンサーの名称の表示ラベルの規格等は、第1項に定めるとおりとし、広告の大きさはA4版以内とする。

4 広告の掲示期間は、雑誌の提供期間とする。

(申し込みの方法)

第4条 要綱第5条第1項に規定による申込みは、持参又は郵送により行わなければならない。

2 同一雑誌に対して重複して申し込みがあったときは、申し込みの順序を優先するものとする。

(雑誌の提供方法)

第5条 要綱第8条第1項の規定する教育委員会が指定する方法は、次のとおりとする。

(1) 雑誌スポンサーが指定する書店等（図書館が指定する日に納入することが可能な書店に限る。次号において同じ。）が、図書館へ納入する。

(2) 図書館に提供する雑誌の購入費用は、その全額を雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めのない事項は、図書館と雑誌スポンサーが協議して決める。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。